

入札公告

下記のとおり一般競争入札に付します。
なお、本事業は、令和8年度予算に係る事業を含むことから、令和8年度入札に係る落札及び契約締結は、予算が成立し、予算の示達がなされることを条件とします。

記

1. 競争入札に付する事項

- (1) 件名 令和8年外国雑誌の購入
- (2) 仕様・規格 仕様書のとおり
- (3) 数量 仕様書のとおり
- (4) 履行期限 令和8年3月31日（火）及び令和9年1月29日（金）
- (5) 履行場所 農林水産政策研究所

2. 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和7・8・9年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の「物品の販売」において「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされている者であること。
- (4) 5の(2)の提出書類の受領期限の日から、6の(2)の入札執行の日までの間において、農林水産本省物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (5) 入札説明書の交付を受けた者であること。

3. 入札方法

本体価格のほか、購入に要する一切の経費を含めた総価により入札に付する。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

また、落札した者は担当者の指示に従い速やかに入札金額内訳書を提出すること。

4. 契約条項を示す場所、入札説明書を取得する方法

- (1) 場所 入札説明書のとおり
入札説明書には、入札心得、入札書・委任状、仕様書、契約書（案）を含む。
- (2) 取得方法 農林水産政策研究所のWebサイトから入手すること。
なお、公告期間中（行政機関の休日を除く。）は、農林水産政策研究所会計課（中央合同庁舎4号館12階、ドアNo.1217）でも交付する。（10時～17時まで。（ただし12時～13時を除く。））
- (3) 公告期間 令和7年10月28日（火）～令和7年11月19日（水）
- (4) 入札説明会 入札説明会は実施しない。
なお、本入札について、不明点がある場合には、入札説明書12の問い合わせ先に連絡すること。

5. 証明書の提出期限及び提出場所並びに提出方法

- (1) 提出書類 令和7・8・9年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の写し
- (2) 提出期限 令和7年11月19日（水） 15時
- (3) 提出場所 〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-1-1
農林水産政策研究所会計課（中央合同庁舎4号館12階、ドアNo.1217）
- (4) 提出方法 原則、件名に【070386】を付した電子メールによる送付とする。
なお、郵便、信書便又は持参による提出も可とする。
※メールアドレス：seisakuken_youdo@maff.go.jp
※郵便・信書便の場合は、書留郵便等、配達記録が残る方法で送付し、提出期限厳守のこと。

6. 入札執行の場所及び日時

(1) 場 所 農林水産政策研究所セミナー室（中央合同庁舎第4号館9階 ドアNo.929）

(2) 入札執行日時 令和7年11月20日（木） 15時

※郵便・信書便による送付の場合は、書留郵便等、配達記録が残る方法で送付し、令和7年11月19日（水）17時までに、5の（3）の提出場所に必着すること（電子メール送信、FAX等は不可）なお、当該入札を代理人をもって行う場合には、委任状を必ず提出することとする。

7. 入札の無効

本公告に示した競争参加に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

8. 入札保証金及び契約保証金 免除する。

9. 落札者の決定方法

予決令第79条に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

10. 契約書の作成の要否

契約締結に当たっては、契約書を作成するものとする。

11. その他

本公告に記載なき事項は入札説明書による。

以上公告する。

令和7年10月28日

支出負担行為担当官
農林水産政策研究所長
倉重 泰彦

お知らせ

1 農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をWebサイトで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。詳しくは当所のWebサイト（[農林水産政策研究所における発注者綱紀保持対策について](#)）をご覧ください。

2 農林水産省は、経済財政運営と改革の基本方針2020について（令和2年7月17日閣議決定）に基づき、書面・押印・対面の見直しの一環として、押印省略などに取り組んでいます。